

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、平成25年6月4日付けで締結した生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成29年度における取扱いについて、次のとおり協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 本年度協定は、基本協定に規定する指定管理者負担金及び基本協定に特別の定めのない事項について定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 本年度協定の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（指定管理者負担金）

第3条 基本協定第30条に規定する指定管理者負担金は、265,034,223円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。）とする。

2 前項に規定する指定管理者負担金の本年度支払については、基本協定第30条第3項ただし書又は同条第4項ただし書の規定に基づき猶予するものとする。

（金額の変更）

第4条 本年度協定の締結後に生じた理由により、指定管理者負担金の金額を変更すべき事情が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（院内保育所の運営経費にかかる交付金）

第5条 甲は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）に基づき甲に交付される生駒市立病院の院内保育所の運営に要する経費に係る特別交付税相当額について、別に定める「平成29年度生駒市立病院運営交付金交付要綱」に基づき乙に交付するものとする。

（協議事項）

第6条 本年度協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本年度協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲：生駒市東新町8番38号
生駒市長 小紫 雅史

乙：大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 鈴木 隆夫

指定管理者負担金明細(案)

資料1

(単位 円)

①計算式:(取得価格-残存価格)×法定償却率×耐用年数÷建物本体の耐用年数

建物(29年)	154,180,563
附属設備(17年) エレベーター	4,275,514
附属設備(15年) 電気設備	37,302,350
附属設備(15年) 給排水等設備	28,801,070
附属設備(15年) 冷暖房等設備	31,888,866
附属設備(8年) 消火・排煙等設備	8,103,814
附属設備(6年) 蓄電池設備	399,546
合計	264,951,723

※1 264,951,723円×10/12ヶ月

※2 4事業年度の猶予

※3 7,648,034,461円-7,639,441,346円(H27～H55負担額)

※4 8,593,115円+H27猶予分220,793,102円

②追加計算式:(取得価格-残存価格)×法定償却率×耐用年数÷(建物本体の耐用年数-2)

(5,000,000-500,000)×0.066×15÷(29-2)=165,000円

非常用電気設備増設工事(赤コンセント増設)

(工事費 3,900,000円 設計委託費 1,100,000円 計 5,000,000円)

・追加分を加えたとしても、償却計算の上では、耐用年数が延長されないことから、建物本体の耐用年数経過年である2年を差し引いた年数(27年)で除しています。

・工事に要する費用は、予算額を用いて計算しています。

ただし平成29年度については

(5,000,000-500,000)×0.066×15÷(29-2)=165,000×6/12ヶ月=82,500円

・工事は9月完了を想定し、H29年については、償却期間を半年としています。

※5 82,500円+264,951,723円

※6 7,652,534,461円-7,643,813,846円(H27～H55負担額)

※7 8,720,615円(※6)+H27猶予分220,793,102円(※1)

年数	年度	指定管理者負担金額			支払計画		
		当初	変更後	差額	当初	変更後	差額
1	H27	220,793,102 ※1	220,793,102 ※1	0	0 ※2	0 ※2	0
2	H28	264,951,723	264,951,723	0	0 ※2	0 ※2	0
3	H29	264,951,723	265,034,223 ※5	82,500	0 ※2	0 ※2	0
4	H30	264,951,723	265,116,723	165,000	0 ※2	0 ※2	0
5	H31	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
6	H32	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
7	H33	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
8	H34	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
9	H35	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
10	H36	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
11	H37	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
12	H38	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
13	H39	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
14	H40	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
15	H41	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
16	H42	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
17	H43	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
18	H44	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
19	H45	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
20	H46	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
21	H47	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
22	H48	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
23	H49	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
24	H50	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
25	H51	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
26	H52	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
27	H53	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
28	H54	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
29	H55	264,951,723	265,116,723	165,000	264,951,723	265,116,723	165,000
30	H56	8,593,115 ※3	8,720,615 ※6	127,500	229,386,217 ※4	229,513,717 ※7	127,500
31	H57				264,951,723	264,951,723	0
32	H58				264,951,723	265,034,223	82,500
33	H59				264,951,723	265,116,723	165,000
計		7,648,034,461	7,652,534,461	4,500,000	7,648,034,461	7,652,534,461	4,500,000

生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書

生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、生駒市立病院の管理運営について以下のとおり基本協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、生駒市立病院を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性等の尊重）

第2条 乙は、生駒市立病院の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、市民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るため、乙の能力が最大限発揮されるよう、本業務の実施に当たって、乙の実施方法や提案等を尊重するものとする。

（信義則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第4条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（管理施設）

第5条 生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号。以下「設置条例」という。）の規定に基づき、乙が指定管理者として管理する施設は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 生駒市立病院
- (2) 所在地 生駒市東生駒1丁目6番地2

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、前項の施設を管理しなければならない。

（協定期間）

第6条 本協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する期間（生駒市立病院開設の日から、同日から20年を経過する日の属する年度の末日まで）とする。

第2章 本業務の管理

(許認可の取得)

第7条 乙は、本業務の実施に際し、必要な官公署の免許、許可、認可等（甲が行うものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の規定に必要な経費は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、本業務の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、本業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）する場合には、再委託先に対し、前項に定める義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

(個人情報の保護等)

第9条 乙は、本業務を実施するため個人情報を取り扱う場合、生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 乙は、本業務において保有する個人情報について、本人から開示、訂正、削除又は利用停止の請求があった場合については、生駒市個人情報保護条例の規定に基づき適切に処理するものとする。

3 前2項に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議により別に定めるものとする。

(情報公開)

第10条 乙は、生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第26条の規定に基づき、生駒市立病院（以下「市立病院」という。）の管理に関して保有する情報の公開に関し別に定める必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 乙は、行政文書の開示請求に伴い、甲から市立病院の管理に関して保有する文書等の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

(会計年度、経理の区分及び帳簿の記帳)

第11条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 乙は、本業務の実施に係る経理については、乙の他の事業に係る経理と区分し、別に勘定を設けて整理するものとし、独立した管理口座で管理するものとする。

3 乙は、本業務に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存しなければならない。

4 前項に規定する書類について甲が閲覧を求めた場合は、乙はこれに応じなければならない。

ない。

第3章 本業務の範囲

(本業務の範囲)

第12条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市立病院における診療（診療時間外における救急診療を含む。）及び健診
- (2) 市立病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 市立病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (4) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、甲が必要と認める業務

第4章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、本協定、年度協定（当該会計年度における事項について別に定める協定をいう。）、関係法令、条例等のほか、設置条例に基づく病院事業計画（以下「病院事業計画」という。）及び第22条の規定に基づき乙が提出する事業計画書に従って本業務を実施しなければならない。

- 2 本協定、年度協定及び事業計画書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲と協議し了承を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により、乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(医療機能等)

第15条 乙は、設置条例及び病院事業計画に定める診療科目及び病床に係る医療機能を提供するものとする。

- 2 乙は、地域の医療機関等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療供給体制の向上に努めるものとする。
- 3 乙は、医師、看護師等必要な医療従事者の確保・育成に努めるものとし、良質かつ安定的な医療のために必要な研修等を行い、その資質の向上に努めるものとする。

(医療事故等の対応)

第16条 乙は、医療行為等に係る事故により、患者又はその他の者に対し、損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

2 前項の場合において、乙は、速やかに適切な措置をとるとともに、甲に報告するものとする。

3 第1項に係る事故が発生した場合、甲及び乙は、互いに協力して相手方に対し、誠意を持って対応するものとする。

4 甲が、第1項の損害に対する賠償を行った場合には、乙に対する求償権を有するものとする。ただし、第33条の賠償責任保険により補てんされた場合は、その限度において乙はその責めを負わない。

(施設、設備等の維持管理)

第17条 市立病院並びにそれに付随する設備及び附帯施設（以下「施設等」という。）については、乙の負担で維持管理を行う。

2 乙は、施設等を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(施設等の改良、改修及び修繕)

第18条 施設等の改良及び改修工事（施設等の原型を変更し機能の向上を伴う工事又は施設等の延命を伴う工事をいう。）は、甲の予算の定めるところにより甲が実施する。

2 前項に定めるもののほか、施設等の修繕工事等は、乙の費用負担でもって乙が実施する。この場合において、事前に甲乙協議のうえ甲の承認を得るものとする。

(医療機器等)

第19条 医療機器その他の備品（医療情報システム、什器及び消耗品を含む。以下「医療機器等」という。）は、乙が整備し、その維持管理、保守及び修繕に必要な経費は、乙の負担とする。

2 乙は、医療機器等のうち甲乙協議して定めた主要なものについて、本業務を開始したときは、速やかに甲に報告するものとする。その更新したとき又は新規調達したときも、また同様とする。

3 乙は、医療機器等の更新が遅れ、市民から最新の医療を受ける機会を奪うことのないよう、医療機器等の更新には常に注意を怠らないこととする。

(利用者の安全の確保に関すること)

第20条 乙は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、防犯・防災対策等、利用者の安全を確保するものとする。

2 前項の安全確保のため、各種マニュアルを作成し、職員を指導し、万一に備えて職員を訓練しなければならない。

(緊急時の対応)

第21条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故又は災害等(以下「事故等」という。)の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、乙は、甲を含む関係者に対して発生内容及びその措置の内容について報告しなければならない。

3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力してその原因調査に当たるものとする。

第5章 事業計画、事業報告等

(事業計画書)

第22条 乙は、毎年度開始前の甲が指定する期日までに、医療提供計画、施設管理計画その他甲が指示する事項を記載した当該年度に係る事業計画書を甲に提出し、その承認を得るものとする。

(事業報告書等)

第23条 乙は、別に定める事項を日報として記録するとともに、毎月終了後、当該事項を記載した月次事業報告書を作成し、翌月の甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の規定に基づき毎会計年度終了後2月以内に、別に定める事項を記載した年度事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 乙は、年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合は、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の事業報告書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

5 乙は、毎会計年度終了後3月以内に、医療法(昭和23年法律第205号)第52条に規定する乙の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書を甲に提出するものとする。

(業務実施状況の調査及び改善指示等)

第24条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき必要があると認めるときは、事業報告書の確認のほか、乙による本業務の実施状況を確認し、対象施設の管理の適正を期することを目的として、乙に対し、本業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査を行うとともに、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

- 3 甲は、第1項の規定による調査の結果、乙による本業務の実施が本協定に定める条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 4 乙は、前項の規定による改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(管理運営協議会の設置)

第25条 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、甲及び乙は市立病院管理運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、甲、乙、公募市民、医師会等医療従事者その他甲が適当と認める者によって構成する。
- 3 協議会は、別に定める規定により運営し、原則、公開とする。

(その他の報告)

第26条 乙は次の各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。

- (1) 病院長の任免に関すること
 - (2) その他本業務に係る重要な事項に関すること
- 2 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6章 利用料金等

(利用料金)

第27条 利用料金は、設置条例の規定に基づき乙が徴収の上、乙の収入として収受するものとし、これに係る事務及び経費については、乙の負担とする。

- 2 地方自治法第244条の2第9項の規定に基づき利用料金は、生駒市病院事業使用料及び手数料条例(平成 年 月生駒市条例第 号。以下「使用料等条例」という。)第 条に規定する利用料金の範囲内において、乙が定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けなければならない。

(手数料の徴収)

第28条 甲は、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、手数料の徴収に関する業務を乙に委託する。

- 2 手数料は、使用料等条例で定める額とする。
- 3 甲は、手数料に相当する額を委託料として乙に支払う。
- 4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(国、県補助金相当額の交付)

第29条 甲は、本業務を対象とした国及び奈良県からの補助制度により、当該補助金を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

2 前項の補助金に係る申請は、甲乙協議の上、甲が行うものとする。

(指定管理者負担金)

第30条 乙は、甲の市立病院の施設等に係る減価償却費に充てるための負担として、甲に指定管理者負担金(以下「負担金」という。)を支払うものとする。

2 負担金の額は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第15条第1項の規定により算出した各事業年度の市立病院の施設等に係る減価償却額(以下、「施設等減価償却額」という。)相当額とする。

3 前項に規定する負担金の支払額は、同項の規定により算出した施設等減価償却額相当額のうち各建物附属設備部分に係る減価償却額相当額については、各建物附属設備部分に係る減価償却額相当額に、それぞれ各建物附属設備部分に応じた法定耐用年数を乗じた額の合計額を建物部分に係る法定耐用年数(以下「建物耐用年数」という。)で除した額とし、建物部分に係る減価償却額相当額とともに毎事業年度支払うものとする。ただし、甲は、市立病院開設後、最初に施設等減価償却額を費用として計上した事業年度から4事業年度までの負担金の支払を当該指定期間満了年度まで猶予するものとする。

4 乙は、本指定期間が満了したとき、又は、第38条第1項、第39条第1項若しくは第40条第2項の規定により指定を取り消されたときは、市立病院開設後、最初に施設等減価償却額を費用として計上した事業年度から当該各時点の属する事業年度までの間に第2項の規定により算出された各事業年度の負担金の累計額から、市立病院開設以降、当該年度までに支払った負担金の総額を差し引いた額を速やかに甲に支払うものとする。ただし、甲は、本指定期間満了後引き続き、乙を次の指定管理者に指定したときは、前項の規定により猶予した負担金を、さらに建物耐用年数満了年度まで猶予するものとし、乙は、当該猶予された負担金を建物耐用年数満了年度後の4事業年度の間に順次支払うものとする。

第7章 損害賠償

(損害賠償義務)

第31条 乙は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲はその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第32条 本協定の履行に際し、第三者に与えた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由に基づく損害の場合は、甲がこれを負担する。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

第33条 本業務の実施に当たり、乙は、甲及び乙を被保険者とする賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。ただし、施設等に係る火災保険は、甲が加入し、その保険料を負担するものとする。

2 乙が本業務の実施に当たり保険に加入した場合は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものの写しを甲に提示するものとする。

(リスク分担)

第34条 本業務の実施に関するリスクの負担区分については、別表に定めるところによる。

第8章 指定期間の満了

(原状回復義務)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき、第39条第1項若しくは第40条第2項の規定により指定を取り消されたとき、又は第38条第1項の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定期間の開始日を基準として、施設等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、別途甲が定める状態で施設等を明け渡すことができるものとする。

(医療機器等の扱い)

第36条 本協定の終了に際し、医療機器等の扱いについては、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して適正な価格により、引き継ぐことができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第37条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 乙は、指定期間終了後若しくは指定の取消し等により甲又は甲の指定する者へ業務を引き継ぐ際は、必要なデータ等を甲又は甲が指定する者に遅滞なく提供するものとする。

第9章 指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第38条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 乙が第24条第4項の規定に基づく適切な措置をとらなかったとき。

(2) 乙がその責に帰すべき事由により、関係法令及び本協定等に定める義務を履行し

なかったとき。

- (3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 乙が著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠くと甲が認めたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当する場合
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）及び事業所の管理者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ ウ及びエに定める場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本協定に基づく再委託等又は物品若しくはサービスの調達等の契約（以下「再委託等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 再委託等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が当該再委託等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - ク 本協定の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として本業務を継続することが適当でないと甲が認める場合

- 2 甲は、前項各号の規定により指定の取消しを行う場合、事前にその旨を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、第1項第1号から第6号までの規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、乙に対して損害の賠償及び違約金の支払を求め、乙は甲の指定する期日までにこれを支払わなければならない。
- 4 前項に規定する指定の取消しに係る違約金の額は、甲が乙を指定管理者として指定した期間の内で各年度における第30条第2項に規定する負担金の額として最も高い額と同額とする。
- 5 甲は、第1項各号の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責を負わないものとする。

（指定の取消しの申出）

第39条 乙は、本業務を継続することができない事情が生じた場合において、指定管理者の指定の取消しを求めるときは、指定の取消を求める日の2年以上前までに申し出、

甲と協議するものとする。この場合において、甲が次の指定管理者を指定し本業務を引き継ぐまで、乙は本業務を実施しなければならない。

2 乙は、甲の指定管理者の選定に対して誠実に協力するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、本業務の速やかな回復について協議するものとする。

2 前項の規定による協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって、甲及び乙に発生する損害及び損失は、甲乙協議により定めるものとする。

第10章 雑則

(協定の変更)

第41条 本協定で定める事項については、社会情勢又は経済情勢の著しい変化等の特別の事情があるときは、甲乙協議により協定の改定をすることができることとする。

(監査)

第42条 乙は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、甲の監査委員が本業務を監査するにあたり、必要に応じ実地調査及び必要な記録の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(合意管轄)

第43条 本協定に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第44条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議により、これを決定するものとする。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年6月4日

甲：生駒市東新町8番38号
生駒市長 山下 真

乙：大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 徳田 虎雄

項目	内容	リスク分担	
		甲	乙
債務不履行	甲が協定内容を不履行	○	
	乙が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	乙側の要因による運営費用の増大		○
	甲側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
診療報酬の改定	収入・支出の増減		○
書類の誤り	甲が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等乙が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	乙が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	乙の責に帰すべき事由による個人情報漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理	維持管理		○
	施設・設備の改良・改修	○	
	施設・設備の修繕		○
	乙の管理上における瑕疵及び乙の責に帰すべき事由による施設・設備の損傷		○
	上記以外による施設・設備の損傷	両者の協議	
	備品の整備・更新		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		○
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合		○
	甲側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

○生駒市病院事業の設置等に関する条例

平成21年6月25日

条例第23号

改正 平成26年12月26日条例第51号

平成27年12月25日条例第40号

平成28年3月30日条例第27号

生駒市病院事業の設置等に関する条例をここに公布する。

生駒市病院事業の設置等に関する条例

(病院事業の設置)

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、地域医療を充実させるため、病院事業を設置する。

(名称及び位置)

第2条 病院事業を行う病院(以下「病院」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生駒市立病院	生駒市東生駒1丁目6番地2

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 病院事業は、第4条第1項の病院事業計画に従って運営されなければならない。

3 病院の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 消化器内科
- (3) 循環器内科
- (4) 外科
- (5) 脳神経外科
- (6) 整形外科
- (7) 形成外科
- (8) 小児科
- (9) 腎臓泌尿器科
- (10) 産婦人科
- (11) リハビリテーション科
- (12) 放射線科

- (13) 救急科
- (14) 麻酔科
- (15) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める診療科目

4 病院の病床数は、一般病床210床とする。

(助産施設)

第3条の2 病院は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第36条に規定する助産施設とする。

(病院事業計画)

第4条 市長は、適正かつ健全な病院事業の運営を図るため、次に掲げる事項を定めた病院事業計画(以下「病院事業計画」という。)を策定しなければならない。

- (1) 病院事業の基本方針に関すること。
- (2) 診療科目、各診療科目の病床数及び診療方針に関すること。
- (3) 人員体制及び医療従事者の確保の方法に関すること。
- (4) 救急に対する取組に関すること。
- (5) 医療における安全管理に対する取組に関すること。
- (6) 地域医療の支援に対する取組に関すること。
- (7) 病院事業の運営に関する情報の開示及び広報に関すること。
- (8) 病院の施設及び附属設備の整備及び改善に関すること。
- (9) 今後10年間における病院事業の収支の見通しに関すること。
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 病院事業計画は、第18条第1号に係る委員会の答申を尊重したものでなければならない。

3 市長は、継続的に病院事業が改善されるよう、少なくとも3年ごとに病院事業計画を見直さなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得な

なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(会計事務の処理)

第9条 法第34条の2ただし書の規定により病院事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(指定管理者による管理)

第10条 地方自治法第244条の2第3項の規定により、病院の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定の手續)

第11条 指定管理者の指定に当たり、市長は、病院の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

(1) 地域の医療ニーズに対応した医療を提供できること。

(2) 病院の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) 病院の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、病院の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 病院における診療及び検診に関すること。
- (2) 第15条に規定する利用の制限に関すること。
- (3) 病院の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(利用料金等)

第14条 病院の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)及び手数料の額その他必要な事項は、別に条例で定める。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。

(利用の制限)

第15条 指定管理者は、病院の管理上支障があると認められる者に対し、病院の利用を拒否し、又は病院からの退所を命ずることができる。

(損害の賠償)

第16条 その責めに帰すべき理由により、病院の施設、附属設備等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(病院事業推進委員会)

第17条 市民の医療ニーズに沿った地域の中核的な病院事業の運営を図るため、生駒市病院事業推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の病院事業に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、議会の同意を得て市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、委員には、奈良県医師会、生駒地区医師会及び生駒市医師会をそれぞれ代表する者を含む医療関係団体を代表する者、市民を代表する者、市議会を代表する者及び関係行政機関の職員が含まなければならない。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会に諮問すべき場合)

第18条 市長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項について委員会に諮問しなければならない。

- (1) 病院事業計画を策定し、又は見直そうとする場合 当該病院事業計画に定める事項
- (2) 指定管理者と病院の管理に関する協定を締結しようとする場合 当該協定に関する事項
- (3) 病院事業の運営状況の改善を行おうとする場合 当該改善のために必要な事項

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第10条、第11条、第17条並びに第18条(第3号に係る部分を除く。)の規定は、公布の日から施行する。

(平成22年12月生駒市規則第25号で平成22年12月15日から施行)

附 則(平成26年12月条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月条例第40号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。